

下水道使用料の誤賦課及び賦課漏れについて

令和4年9月2日
郡山市上下水道局
お客様サービス課
課長 国分 新市
TEL：932-7666

水道料金と併せて徴収する下水道使用料について、誤賦課及び賦課漏れが判明しましたので、報告します。

1 内容

(1) 誤賦課

下水道の供用が開始されていない区域で、かつ下水道に接続していないにもかかわらず、水道の使用を開始した日から下水道使用料を賦課し徴収していた。

- ・件数：3件

- ・誤賦課期間及び金額

- ①平成14年10月から平成15年5月まで 29,173円

- ②平成15年6月から令和3年9月まで 820,027円

- ③平成19年2月から令和4年7月まで 546,867円

※すべて還付の対象となる。

(2) 賦課漏れ

下水道に接続していたにもかかわらず、下水道使用料の賦課をせず徴収していなかった。

- ・件数：1件

- ・未賦課期間及び金額

- 記録のある平成6年3月から令和4年8月まで 397,806円

- ※遡及して徴収できるのは5年分までで、77,739円となる。

2 判明の経緯

上記(1)：誤賦課した箇所の周辺で新規に水道料金の賦課をする事務作業中に判明

上記(2)：下水道供用開始区域内で下水道への未接続者を調査する作業中に判明

3 原因

水道料金システムへの下水道使用料賦課情報の入力誤り及び入力漏れによるものと考えられる。

4 今後の対応及び再発防止策

誤賦課及び未賦課となっていた対象者に謝罪するとともに、還付及び徴収の手続きを進めてまいります。

今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。